

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	副主幹	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 4 回 第 1 分 科 会 会 議 録

開催年月日		平成28年8月5日（金曜日）		開会9時55分		閉会10時55分	
開催場所		第一委員会室					
出席分科員		清水、木下、本間、関藤			事務局	竹谷事務局長	
						菊田副主幹	
						平川係長	
欠席分科員							
説明員		なし		議件		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 意見交換会のルールづくりについて						
	・事務局から資料に基づき説明を受け、分科員間で協議を行った。						
	・協議に基づく案の整理については、座長に一任することに決定した。						
	2 その他						
	・今後のスケジュールについて、座長より説明があった。						
	3 次回分科会の日程について						
	正副座長に一任することに決定した。						
	上記記載のとおり相違ない。 議会改革特別委員長 清水雅人 ㊞						

第4回 第 1 分 科 会

日 時 平成 28 年 8 月 5 日 (金)

午前 10 時 00 分

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 座長挨拶 (分科員動静)

1 意見交換会のルールづくりについて

2 その他

3 次回分科会の日程について

○ 閉 会

議会改革特別委員会第4回第1分科会

H28.8.5(金)10:00～

第一委員会室

開 会 9:55

座長挨拶

座 長 第4回第1分科会を開会いたします。

分科員動静報告

座 長 分科員は全員出席。傍聴は東元議員です。

1 意見交換会のルールづくりについて

座 長 それではまず、前回の経過を確認したいと思います。これまで議長諮問の中で、開かれた議会の中の移動常任委員会という文言で検討が進められてきた結果、常任委員会が実施する意見交換会ということで一致し、そのルールづくりをします。事務局から登別市議会の事例が出され、これを基本に滝川版をつくっていくということで一致いたしました。その中で出された意見を幾つか挙げますと、登別市議会の常任委員会が年間活動計画を立てると。その中にテーマとして上がったもので意見交換会がスムーズに結びつくということで、こういったものを滝川で実施したらどうか。あるいは、いざ意見交換会を実施した場合にいろいろな行政の施策について市民から質問が出た場合に、統一した受け答えではなく、議員も市長の代理ではないので、個々の意見は当然違います。胸襟を開いて、そういったこともざっくばらんに言えるような形が望ましいのではないかと。3つ目は、相手をどう選ぶかという点では、委員会の政策的な目標を政策化することにつながるように、的を絞り込んでということで、不特定多数あるいは一般市民に対して参加を呼びかけないような意見交換会を行うことになるのではないかと。そういう点で、一定の団体や市民の方に対して絞って呼びかけて参加をお願いして実施する。それに応じたルールづくりも。もちろん不特定多数の方に参加を呼びかけるものを否定するものではなく、そういった場合がもしあれば、そういうやり方をするということです。大体そのようなことが話し合われました。

それで、きょうは、前回登別市議会のものを参考に滝川版をつくるということで、事前に事務局と案を練りました。これを説明していただくとともに、皆さんからもご提案があればいただきたいと思います。まず、そういった進め方でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

座 長 それでは、事務局から要綱案の説明を求めます。

平川係長 ただいま座長からお話がありましてとおり、あくまでもたたき台ということでお示ししておりますので、説明の後ご議論をいただきたいと思います。

ごらんのとおり、登別市議会の要綱をもとに、それと比較できるような形で記載をさせていただいておりますが、目的のところ、登別市議会につきましては基本条例がある、当市議会は今のところないので、市民との対話を通じ、市民の意見を反映した政策提言を実現していくために実施する市民との意見交換会に関し必要な事項を定めるものとするらせていただいております。

次に、第2条ですけれども、太字のほうは滝川案ということですので、ご承知おきます。第2条の「意見交換会は」から始まりまして、「市議会での審議の結果等を市民に対し情報提供するとともに」とありますけれども、こちら

につきましては、削除していただきたいと思います。あくまでも委員会として目的を持って、そのために調査するというのが主体ですから、実態としてこういったこともあるかもしれませんが、あくまでも定義としては「市議会での審議の結果等を市民に対し情報提供するとともに」ということは削除したいということにさせていただきたいと思います。

それから次、第2条第2項、こちらにつきましてはほぼ同等と考えておりまして、各常任委員会がそれぞれ年に1回以上実施するものとするということで記載を変えておりますが、この1回以上の「以上」につきましては、一応前回の分科会でもご意見があったとおり、突如調査したいとか突発的に出た場合に対応するために1回以上という文言にしたいと考えております。

それから次、第3項の部分ですけれども、こちらにつきましてはもともとの登別市議会のほうは、概要を年間活動計画によりということになっておりまして、実際にそういったやり方をされております。前回の分科会でもこれはいいというお話もあったのですが、今試行的に実施する段階でそこまで求めるのか否かということもございますし、ここの米印のところですが、本市の会議規則第94条で、要は昨年も総合戦略調査等特別委員会におきまして実際に「とんとん」に行ったりだとか商工会議所に行ったときに委員派遣承認要求書というものを委員長名で議長に出しております。その中身がまるまると同じような中身になっておりますので、この第3項につきましては事務局のほうで再度精査をさせていただきたいなど。例えばもう実際に会議規則としてののっているもので、改めて書く必要があるのか否かというようなこともございますので、ご承知おきを願いたいと思います。

それから、第4項につきましては、「議長は、前項の規定に基づき提出のあった概要を直近の議運に報告するものとします」ということに登別市議会ではなっているのですが、この辺につきましても先ほど突発的にやる場合があるとか時間的な余裕がない場合に、このためだけに議運を開催する必要があるのかというようなことも座長とお話をしまして、ここの部分については特段必要ないのではないかと考えてございます。

それから、次の右の欄に移りまして、第5項のところですが、登別市議会のほうは、要は出された意見を要望とか提言とか指摘等に分類し、またその成果や効果を報告書により議長に提出するものとしますという書きぶりになっているのですが、まず今回はスタートしようということなので、余りそういったことにはこだわらず、報告書を作成し、議長に報告するものとするというふうにしたいと。その一つの理由に、米印もありますけれども、申し合わせ事項で道内外視察、例えば昨年度各常任委員会で道外視察に行きましたけれども、その際の研修報告書につきましては委員会として議長に報告して、各会派並びに無所属議員に1部配付するという申し合わせがありますので、こちらとの整合性もとっておく必要があるのかなと考えております。

それから、次の第3条、実施の告知ということで、議長は意見交換会の実施について市議会ホームページ等により広く市民に周知するものとしますということですが、私も登別市議会のホームページを拝見していたのですが、載っているので、直接電話してみました。そうしたら、ご承知のとおり登別市議会のほうも的を絞ってやっているということなので、意見交換会を実施するに当たって、要は広く市民に周知するというのはただやりますよという周

知だけしかできないのです。来てくださいという話にもならないですし、そういったことなので、余り重きを置いていないのが実態だと確認をしましたので、これにつきましては太字のほうに必要に応じて市民に周知することができるというような書きぶりに変えております。場合によっては、例えば先ほど申し上げました「とんとん」とやる場合に、これは相手先の団体にももちろん周知をするのだけれども、何らかの形で広く市民にも門口を広げる可能性があるかもしれないというようなことから、こういった書きぶりにしております。

それから、次の第4条、登別市では、市民意見の政策化となっているのですけれども、議長は、意見交換会で提出された意見等についてそれぞれの対応結果、先ほどの提言とか指摘とか要望とか各項目に分けたそれぞれの対応結果を市議会ホームページ等により公表するものとしますとなっております。実態は報告書的にホームページに載せているにとどまっていることと、また実際に市民意見の政策化というこの目的というか、括弧書きで書かれている部分については、実態としてはまだ政策提言にまでは至っていないと。まだそのレベルではないと。ですから、こういった意見交換会を通じて、疑問点とかを精査しながら、実情でいうと一般質問だとかそういったものに各議員がぶつけているというような状況のようです。そんなこともありまして議会としては、意見交換会で出された意見等をもとに議会として市長等への提言、要望を初め政策に反映させるよう努めるものとするというような書きぶりにしたらどうかということでございます。

それから、第5条につきましては、一般的な書きぶりになっているのですけれども、現時点では議長が議運に諮って別に定めるものというふうになっておりますが、今の時点では多分諮るところは特別委員会なのかなということで、訂正をお願いしたいと思います。

以上、各条項についてはご説明させてもらったのですが、一番左上の部分に「実施（試行）について」と書いておりますけれども、ご承知のとおり今現在でも実際にできることで、基本条例を制定有無の前に実際にやってみようということでスタートするわけで、試行的といえは試行的なのですが、一方で実際やるとなると費用弁償等も発生してまいります。例えば江部乙に行くといった場合には皆さんに江部乙までの、もしくはある程度の費用弁償も発生することになっておりますので、事務局としては今の時点では要綱というものではなくて、例えば市民との意見交換会の実施についてというような本当のルール of the 覚書と言っていいのか、そういったものをまずルールとして決めて、既存の会議規則なり、そういったものに基づいてこれまでどおりやっていって、走りながら皆さんにルールを整理していって、最終的に要綱に仕上げたいと。要は今この要綱というものをつくるのではなくて、あくまでも内部のルールということで押さえていただいて、何回か試行的にやった段階でもいろいろ直ってくるかと思っておりますので、最終的には要綱に仕上げていきたいということで考えております。

それと、もう一点、特にここには記載はしておりませんが、基本的に委員会の道外視察と同様にテーマの設定ですとか報告書の作成等については、各委員会が主体となって行っていただいて、あくまでも事務局はそれを補佐するような位置づけということで考えたいということと、どこまでを要綱にのせるのかというようなこともございますので、その辺も含めて皆さんでご議論をい

座 長
本 間

ただきたいと思います。

分科員から何かありますか。

まず、試行すると言っているのだけれども、試行するのだったら前段のこの緩いルールづくりは要らない気がするのです。要するに結局これまでのルールに基づいてできることであるということとをさらに言っているだけの話になってしまふ。それだと今までどおりでいいということになるので、これが本当に要るのかどうかということにはなります。

それと第2条第4項、なしのところ、これは急に行かなければならないということなんて多分起きないのではないかなと思う。もう一つは、やはりこれを実施するということは議会全体が送り出すという形にしなければ、その後の政策に結びつけるとかそういう部分でも十分ではないことになると思うので、これは議運に報告というのはあったほうがいいのではないかと。いつこういうことで行いますということを議運で必ず報告すると、ご意見いただくというようなことはやっぱり必要ではないかなと私は思います。

それと、もう一つ、最後の第5条で結局第2条第4項があると多分第5条の議長が議会運営委員会に諮って別に定めるということについても、要するに大筋で何を言いたいかというと、やるのならきちんとすぐやろうやということなのだけれども、それではないと試行していく必要があるのかどうかというのやはりちょっと不思議に思うので、これは特別委員会ではなくて議運なのではないかと思います。

竹谷事務局長

今本間分科員の言われたようにきちんと要綱をつくってすべきだという話もありましたし、これまでの流れでいくと、少し走りながらやってみて、それで改善ができるような形をつくっていったらいいのではないかと。それで、ある程度の考え方をまとめて、例えば1年後にきちんとした要綱をつくったらどうなのかなというような話も出ていたので、その辺が皆さんの考えの中でどうなのか。第1分科会として一応考えをまとめたものを全体の委員会にかけて、第2分科会のほうの意見も聞いて、最終の進め方をつくっていききたいと考えます。この要綱とはどういう位置づけになるのか。どういうルールが議会に存在して、どこに属して、これは例えば一回つくったら、直すのは大変なのだというものなのか、申し合わせ事項に近いものなのか、これは一体何なのか伺います。

本 間

菊田副主幹

この案では要綱となっております。それで、市のルール、先ほどからルール、ルールと言っていますけれども、どういう決め方をするかによって変わってくるのですが、市の例規集を見ていただいてもわかるとおり、会議規則というもの、それはきちんとした規則と言われるものはある程度の命令、強制力を持っています。そういう部分で、法律、条例が順番にきて、そして条例の細部を決めて命令を持たすのが規則と言われています。その下には規程がございまして、例えば公印規程だとか文書管理規程だとかそういうもの、規程と言われる部分については一応そこも強制力を持って、業務の流れをルール化するというものであります。ここまでの部分については、市のルールとして告示行為があります。ということは、一般的に広く市民の方に知らしめることになり、その後の要綱、要領と言われるものは、強制力、そういうものは基本的にはないというもので、例えばこうやって決めたもの、先ほど本間分科員からもお話のあった申し合わせ事項、そういうものと同じようにこの委員会の流れをきちんと定めておくよと。流れをきちんと決めておくよというものが要綱というも

のであります。ですから、必ずやらないとだめだとか、例えばこの意見交換をしないとだめだということに強制力を持たせるとなれば、そういう市民にも知らしめるというものがありますし、本当に実施するための過程、工程をきちんと決めておくということであれば、要綱で十分ではないかと考えております。

本 間 多分そのぐらいのレベルだろうということですね。その場合、議運で決めることでいいのですか。それだったらきちんとやったほうがいいと思う。この委員会を4年間なり、2年間やってきて、それを実際やっていくということの意味合いとしては、きちんとしたものを出していったほうがいいのではないかなと思います。

座 長 本間分科員が最初言われていた大きく3点。ルールづくり、あるいは視察と同等、議運の承認、今のお話でいうとルールづくりは必要だと。議運に対する報告については、まだほかの分科員から意見が出ていませんが、何か意見ありますか。

副 座 長 この議会改革の目的等を考えたときに、独立というか、そういうものを持たせるためには、そのたびに議会運営委員会に報告しなくてもいいような気がします。

関 藤 結局この内容というのは、市民からいろいろな政策意見などと聞いて、それを我々が議会の中で反映させるということがあると思うのです。そのときに議運に報告なしでいくとどういうことになるかという、突然降って湧いたかのように出てくるということになってしまいかねないので、議運にこういうことがあったという報告をしておけば、全体の中でそれを理解していることになる。これはあったほうが僕はいい。別に四角四面にとらわれる必要がないわけですよ、今要綱として定めていくのは。そうすると、今議会事務局長が言われるように、走りながらどこか訂正していくということのやり方で十分ではないかと思うのです。議運に対しては報告ありだという意見です。

座 長 事務局のほうで、これまでの慣例として議運に対する報告事項というのは、常任委員会の活動でいうと例えば市内の行政視察もあるでしょう。そういうのも議運に報告していましたか。その辺の整合性が一番大事だと思うのです。今までうまくいっているものに違うものを持ち込むと、何でこれだけ報告するのだということにならないか。

本 間 やったことがないことをこれからやる。これまでとの整合性なんて既にはないのです。だから、それは間違わないで議論したほうがいいと思う。だからこそこちんとした議会全体の動きとしてやるというのがこの委員会の目的の一つでもあると思う。今言ったような姿であればこんな要綱はつくらなくていいと思う。今までどおりでいいということになるだけなので、やはりそういうところはきちんとやるべきでないかなという意味で言っているのと、それと当然走りながら修正していくということはあるのだけれども、最初から走りながら修正していくことを目指していくのはどうなのかで、だから最初からきちんとやっていきましょうと。もし何かあったら修正しましょうということでもいいのではないかなと思います。

座 長 まずはこういうことで、特別委員会には現議運委員長もいるので、それなりの議論もそこでまたやればいいし、ここでもがちがちにすることもないので。今分科員の多数は、議運に報告するものとするということなので、この場ではそういう方向でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

座 長 ほかに意見はありますか。

(なしの声あり)

座 長 そうしたら、私のほうから1点。この実施の告知、第3条、これはちょっと読み方によっては誤解を招くかなということではないのですが、意見交換会の実施については必要に応じ市民に周知することができるということ、基本的には周知しないというふうに読める。だから、要するに周知は団体とかの場合はホームページとか使う必要がない。だから、これを書くのなら書かないほうがいいのかと思う。

本 間 必要に応じてという部分は要らないということ。

座 長 必要に応じてを書かないと、議会だよりとか。

本 間 必要に応じてをとればいい。

座 長 必要に応じてをとれば違うか。

副 座 長 とったらいい。

座 長 することができると。

副 座 長 必要に応じということはないのでしょうか。

座 長 基本は余りしないと思う。

副 座 長 そうしたら、とればいい。

座 長 必要に応じをとれば、まだ誤解は薄まる。さらっと読めば別に何の変哲もない文章なのだ。ただ、登別市議会が広く市民に周知するものとしますと、周知するということを断言しているの、それってA団体としかやらないのに市民に周知しても、それは何か議会って団体とばかりやっているなという誤解を招くので、こういう言い方を案出した。

本 間 逆に言えば、要するにこれに例えば登別市議会そのままでいいのかもしれないのです。参加の機会を失わせないという感じになってしまうけれども、そうでなかったら要らないのかもしれない。だから、例えば特定の団体とやるのだけれども、全く周知もしないで何だということにはならないということにはなる、第3条でいけば。だから、要するに何をやるかの表題だけ書いているというものをホームページで告知すると。いついつこうやってやりますということだけ出すということは、本当はしたほうがいいのかも。ちょっとそこのところよく考えたほうがいいのかのような気がする。僕も今は何とも判断できないけれども。だって、誰にも報告しないで勝手にそんなことだけやって何だということだってあるから。中途半端な意見で済みません。

平川係長 ホームページを探したのですけれども、多分、載せていないのです。どちらかというと報告だけしか載せていないのです。逆に載せて私たちもやりたいというものを望んでいる反面、我々と同じようにただの陳情会にはしたくないというスタンスなのです。だから、それなら事前の周知は余りしないで、結果だけを公表しているというような格好のように私は認識しました。

座 長 休憩します。

休 憩 10:29

再 開 10:34

座 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

意見がほぼまとまったと思います。これも登別市の広く市民に周知するものとしますということを書いてあれば、そんな一回一回議会だよりに載せるとかと

いうのではなくて、ホームページに日程だけ載せるということで基本的に十分だということで、仮に陳情的なものということがあれば、それはある種うれしい悲鳴であって、それは各常任委員長の責任で対応していただくということでしょうか。

(異議なしの声あり)

座 長

大体意見が出そろいまして、ただいまのことかというと、まず表題、表題は実施についてと。第2条、意見交換会については途中削除と。第4項は、なしではなくて、登別と同じように報告するものとする。第5項はそのまま。第3条については、登別市と同じように周知するものとする。第4条の文言なのだけれども、政策に反映させるというよりは、今回のテーマに政策立案能力というのがきちんと言葉が出ているので、政策立案に反映させるというふうに立案を入れたほうがいいと思います。入れたほうが、政策って何だといったら、議員にとってみれば政策に対する判断と自分たちが議員提案していくという立案、だけれどもこの場合は政策立案のほうなのだろうと。一応座長の整理でそこを入れる。第5条については、このまま議長が議会運営委員会に諮って別に定めるものとするということで整理をしたいと思いますが、ご意見を伺います。

(なしの声あり)

平川係長

ちょっと確認をさせてください。先ほどのご説明の中で漏れてしまったのですが、今回の意見交換会はあくまでも常任委員会を中心とした意見交換会ということで進んでおります。それで、第2条第2項のところに意見交換会は常任委員会の所管事務調査と位置づけ、各常任委員会がそれぞれ年に1回以上実施するものとするとうたっているのですけれども、議運は入れる必要はないということでしょうか。議運は常任委員会ではないのですけれども、所管事務調査とかいろいろあるのですけれども、いいですね。

あと、もう一点、済みません。それから、先ほどの第4条の市民意見の政策化ということで、登別のほうは結果を公表しますと言っているのです。私たちの案では、政策に反映させるよう努めるものとするということで結果を公表するという文言は入れておりません。その辺について確認をしていただきたいかと思えます。

座 長
本 間

では、皆さんにご意見伺います。

対応結果って何なのかということなのだけれども、要するにその場で行われた協議に対してこのように受けとめましたということなのか、それに対して何か政策化して何か行ったという対応結果なのか。それによると思うけれども、ただいづれにしてもそんな余計なことは公表できないし、正直常任委員会ってやはり一つのまとまりであるのだけれども、基本的には、政策を共同できるような集まりではないでしょう。可能性はあるけれども、総論賛成、各論反対になるのが普通で、だからなかなかできないので、反映させるということにはなかなかならなくて、やっぱりさっき言ったみたいに一般質問になっていったりとか、そういうふうに変わっていく可能性があるので、ちょっと無理ではないですか。だから、事務局案がいいのではないかと思います。

座 長

それでは、皆さんのご意見がまとまりました。今のところは、この原案どおりということです。

2 その他

座 長

今後についてですが、8月22日に第2分科会が開催されます。それで、その後、

特別委員会を開催したい。時期としては、8月末か9月頭と、要するに開会してから。これは、議長の諮問に対する答申の段階的、答申までいかないけれども、試行ですから、議長に対してこういう要綱案でまとまりましたと。議長におかれましては、この試行を実施できるようにお取り計らいお願いいたしますという形で議長に出し、それは特別委員会で決まったことを議長に出す。議長は、議運に諮って、こういうことを実施してくださいという流れになると思うのですが、その流れについてどうでしょうか。

本 間

流れというか、まずこの特別委員会のありようということで、多分今言ったようなことを答申すると、もしかしたら、当初定めた目的は全て達することになる。全てかどうかは知らないけれども、一定の結論が出るということになる。一定の結論を出さないで検証するためにこれを例えば緩くするとかいうことがあってはならないと思うのだけれども、ただ議会改革という部分で何か問題というか、今後すべきことはないのかと考えると、テーマとしても実は山積していると思う。例えば若年層の立候補だとか、男女比率の間隔だとかいろいろあると思うのだ、投票率が低いのではないかと。だから、やはり何か新たなテーマを設けたりして4年間行うべきでないかなと思っているのですけれども、そうでないとこれで何となく終わってしまっ、その後話しをすることがなくなるかなと思うのだけれども、そのところを座長はどう考えられているのかということをお聞かせいただきたい。

座 長

例えば第1分科会だけでも最終的には議会基本条例の制定の是非まで議論するわけですから、これはやはり4年間かかると思っているのです。

本 間

それって要らない雰囲気になっている。

座 長

要らない雰囲気というのではなくて、それについてはそれを真正面に捉えた議論はしていないのです。

本 間

今までしゃべったことは無効なのですか。

座 長

無効ではない。ちゃんと議事録に残っていますから。みんなそういうこと考えながらやっているのだけれども。だから、私の考えでは2年目の3月に中間答申みたいな形で経過報告的なものを、実は今回議会だよりで特別委員会の1ページつくりましたが、またこういう形で中間報告しないと結局何やっているのだと。やっていることはわかるけれども、今基本条例についてはどうなのだ、本会議主義についてはどうなのだということが最低でも議員の皆さんに共有していただけるようなことを年度末までに議長に対して行いたいという思いでいます。

本 間

中間答申して、またもう一回議論するような、そんなに深く調べないと結論が出ない内容ではない気がなくて、やっぱり基本的には議会基本条例って不必要なのではないかということに基づいて、こういう具体的なことを先にやっていきたいと思いますということなのでないかなと自分は思っているのです。自分の意見としてはそうなのですが、だからさっき最初に言ったのは、ちょっと小出しにしてずっとこの委員会をただ続けていくだけでいいのですかという投げかけでもあるわけ。だから、ある程度すとんと落として、では議長からの諮問だけではなくて何か、それができるかどうかによって次の進み方も違うと思うので、そういうことに対して意見を問うて何をやっていくかと考えていったほうが非常にスピード感もあるし、建設的なのではないかと思うのです。ただ何かずっと話しても同じことをしていく感じがする。堂々めぐりになる気がす

るのだけでも。

座 長 少なくとも議会基本条例について、是とする理由、非とする理由という形で分析的に議論したことはないのです。まず、基本条例に書いてあることを先に項目に書いてしまうと、できないことを書いてしまったりすることも、だから有名無実化することもあるので、まずはできることから一つ一つ実施してみよう。そうした結果、項目はまずでき上がりますと。では、項目だけでいいのではないかと。基本条例要らないのではないかというものと、せっかくこうやって項目をまとめたのだから、これを基本条例化するべきではないかという、今そういう議論になっていく方向に向かっているのです。本間分科員の考え方を尊重すれば、それではそれを3月までにやろうではないかということで、私もいいと思います、早く結論出せるものは。そういう意味で、ただ今回については試行をできるだけ早くやりたいということなので、それと答申全体と切り離して中間的という位置づけだと思っています。

本 間 このタイムスケジュールでいうと、この意見交換会は来年度から始めるということでもいいのだよね。

ただ、正直今までちゃんと意見聴取したことはないみたいなこと言っているけれども、相当きちんと意見を述べているつもりではいるのだけれども、だからそのところは皆さんどう思われていたか知らないけれども、必要のないということについてはいろいろ話はさせていただいたつもりでいるのだけれども。そういうことも何回もやらないほうがいいのではないかなと思うぐらいなので、ひとつよろしく願いいたします。

座 長 それでは、この案の整理及び次回以降の分科会の日程調整については、座長、副座長に一任していただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

竹谷事務局長 最終的には第2分科会とあわせた特別委員会のほうに全体で諮って、このことを実施すると。先ほど言ったように来年度でなくて、もう本年度から実施ができますということになりますので、当然それを議長から議運に伝えて、そしてその後各常任委員会の正副委員長を一堂に集めて、議長から言っていただくのがいいのかなと。ただ、その中で具体的な内容とか運営の仕方については、やはり議会改革特別委員会のほうでまとめたものを委員長のほうから熱い気持ちを述べていただいたほうがいいのかなというところがあるのですけれども、それは今後決まった中でいいと思うのですけれども。

座 長 休憩します。

休 憩 10:52

再 開 10:54

座 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

3 次回分科会の日程について

座 長 先ほど言いましたが、座長、副座長にご一任いただけますか。

(異議なしの声あり)

座 長 それでは、第4回第1分科会を終了いたします。

閉 会 10:55